

お知らせ

記者発表資料

令和7年7月25日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、不正又は不誠実な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社NIPPON 東京都中央区京橋1丁目19番11号

2. 指名停止措置期間

令和7年7月25日 ～ 令和7年9月24日 (2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

別紙のとおり

5. 指名停止措置理由

別紙のとおり

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約課長 櫻井 克彦 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐 廣田 貴久 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約管理官 平本 健司 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐 辻 孝一朗 (内線132)

別紙

4. 事実の概要

当該業者の系列プラント会社は、三次河川国道事務所発注の「令和4年度国道54号上布野舗装修繕工事」（以下「当該工事」という。）において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していた。

当該工事においては、発注者である三次河川国道事務所と当該工事の受注者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも系列プラント会社に対し「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていた。

当該業者の系列プラント会社は、当該工事におけるアスファルト合材の納入の際に、当該工事の受注者に対して、設計図書で指定された仕様のアスファルト合材である旨を報告していたが、今回、当該業者の調査において、設計図書とは異なる仕様のアスファルト合材を納入していたことが判明した。

5. 指名停止措置理由

当該業者は、当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らず業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u>